

## 1. 年収の壁が160万円→178万円へ引き上げへ

### 改正点

#### ①基礎控除額の引き上げ(※住民税改正なし)

- ・合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が58万円→**62万円**(4万円UP)
- ・基礎控除の上乗せ特例 最大控除額が37万→**42万円**(5万円UP)

また、対象者の範囲も合計所得金額が489万円以下(給与収入665万円以下)まで引き上げ

合計所得金額	令和7年	令和8・9年
132万円以下	95万円	
132万超336万円以下	88万円	104万円
336万円超489万円以下	68万円	
489万円超665万円以下	63万円	67万円
665万超2,350万円以下	58万円	62万円

※2,350万円超は現行通り

#### ②給与所得控除の引き上げ(※住民税も同様に引上げへ)

- ・給与所得控除の最低保証額が65万円→**69万円**(4万円UP)
- ・給与所得控除の最低保証額に**5万円(特例)**の上乗せ措置を設け**控除額74万円へ**

給与収入	令和7年	令和8・9年
190万円以下	65万円	74万円
190万超220万円以下		(69万円+5万円)
220万超360万円以下	給与収入×30%+8万円	給与収入×30%+8万円
360万超660万円以下		給与収入×20%+44万円
660万超850万円以下		給与収入×10%+110万円
850万超		195万円(上限)

※給与収入が220万超は現行通り

#### ◆控除額(本則)の改正に伴う各控除の見直し

同一生計配偶者・扶養親族・ひとり親・勤労学生の所得要件、家内労働者等の「必要経費」現行の合計所得金額等の判定金額からそれぞれ**4万円の引き上げへ**

項目	令和7年	令和8・9年
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	85万円以下	89万円以下
家内労働者等の事業所得等の必要経費最低保証額	65万円以下	69万円以下

## 2. 青色申告特別控除 最大75万円の控除へ

### 改正点

- ①優良な電子帳簿または請求書データ等の自動連携を電子申告で行っている場合に限り65万円→**75万円**の控除へ
- ②複式簿記による書面申告の場合、現行の55万円→**10万円**へ引き下げ
- ③簡易簿記で以下の要件に該当する場合  
前々年の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円超の場合  
控除額が10万円→**0円**に

条件	改正前	改正後
(1) 複式簿記+電子申告	65万円	65万円
(2) (1)に加え優良な電子帳簿又は請求書データ等の自動連携の場合	65万円	<b>75万円</b>
(3) 複式簿記+書面申告	55万円	<b>10万円</b>
(4) 前々年の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合(簡易簿記)	10万円	10万円
(5) 前々年の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円超の場合(簡易簿記)	10万円	<b>0円</b>

### 影響

- ・青色申告特別控除の見直しにより**55万円控除が廃止**へ
- ・書面申告の場合、複式・簡易問わず控除額が10万へ

※適用時期 令和9年分の確定申告から適用へ

## 3.マイカー通勤者に対する駐車場手当の非課税枠創設

長距離通勤の非課税区分の拡大と同時に会社が負担するマイカー通勤者への駐車場代について非課税枠を創設  
会社が支給した駐車場代が全額給与課税となっている現状を見直し、1月当たり  
**上限5,000円まで通勤手当の非課税限度額への加算が可能**に

※適用時期 令和8年4月より